

令和2年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

令和3年3月5日

3月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第9 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第10 報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
5番	篠	塚	正	則	7番	寺	島	美	幸	
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男		
19番	伊	藤	寛							

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

6番 遠 藤 宏

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	石	毛	明	子
農地班長	滑	川	典	文	主 査	高	橋	亮	太 郎
主 事	大	崎	隼	矢					

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。欠席委員は6番 遠藤 宏委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 寺島美幸委員、12番 高松多可史委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから7ページで、整理番号は1番から12番までです。

整理番号1番、10番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。

権利の内容は、売買により、所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、譲渡人が農業経営の廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、4番、5番は、関連案件で譲受人が新規就農のため、農地を賃借および使用貸借するものです。

整理番号6番は、新規に法人化し農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号7番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号8番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、贈与により譲受人に所有権移転するものです。

整理番号9番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、賃借権を設定するものです。

なお、農地の耕作者、今回は借受ける者となりますけれども、それと太陽光発電施設の設置者は同じであります。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条と5条併せて提出されております。

なお、一時転用の案件につきましては、総会議案10ページの議案第4号整理番号2番で、ご審議をいただきます。

3条の賃借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号11番は、農地が譲受人の自作地近くであることから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号12番は、譲渡人が相続財産処分のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、2月24日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は12件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から5番の5件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため農地を処分したい意向であり、譲受人は自作地に近く耕作利便なため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣接農地であり通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号3番および4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番および4番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため各譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、〇〇〇〇を計画しており、経営面積が〇ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

なお、整理番号5番と譲受人は同一です。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に使用賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、〇〇〇〇を計画しており経営面積は〇ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で、使用賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号6番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、法人の代表取締役の〇〇〇である、〇〇氏の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇などの〇〇〇〇を計画しており、経営面積は〇ヘクタールを目標としております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

議 長 整理番号7番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号7番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向であり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、規模拡大をしたい意向があり売買による所有権移転の協議が整っ

たものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号8番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの、遠隔地に住んでおり農業経営を行っていないため、香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、譲受人は自作地に隣接していることから贈与により、所有権移転を受けるものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大および経営形態の多様化を図るため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、営農型の太陽光発電施設を計画しており、パネルの下の農地には、〇〇〇〇である「〇〇〇〇」を作付けする予定であります。

譲受人は、主に〇〇地域で営農しており、農地の維持管理については、支障ないと思われま

すが、申請土地においては、〇〇〇〇〇の設備について、農地法第5条の一時転用許可申請が議案第4号整理番号2番において、今回同時に上程され関連があることから、本総会において、議案第4号整理番号2番が許可相当との意見を附して進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の賃借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思われま

すので、一時転用の許可と同時に3条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号10番について、17番 大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の自作地に近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番、12 番の 2 件について、18 番 栗林利男委員。

18 番栗林委員 整理番号 11 番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の自作地に近く耕作利便なため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 12 番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの農業経営を行っていないため、香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、姉である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、8ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番、営農型太陽光発電事業の一時転用を伴う賃借権設定期間の延長の申請です。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇方面から〇〇〇方面へ行きまして、〇〇〇〇〇〇を右折して〇〇メートル位行った〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇メートル先を左折して〇〇メートル入った左側です。

本件は、譲受人は申請地において、令和3年3月31日まで、営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇期間が継続す

るため、一時転用期間を延長するものです。

なお、〇〇農地の収穫にも問題はないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号には、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る

意見について審議を求める。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、9ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は〇〇〇〇〇〇〇〇用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号2番、転用目的は、住居への進入路用地です。

申請地の農地区分は、第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9 番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、2件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、11番 飯森 孝委員。

1 1 番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○○を○へ○○メートル行きますと○○○があります。その所を左折して○○メートル位行った所の右側になります。

本件は、申請人は子供が市内で○○○○○や○○○○○○○○○などに基づく○○○○○○○を営んでおりますが、この事業者から○○○○○○○○○用の要望があるため、申請地に○○○○○○○を建設するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は排水同意を受けた水路に流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地との境界にはコンクリート擁壁があり、土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は○○○○○○○○○○より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、14番 菅谷樹雄委員。

1 4 番菅谷委員 整理番号2番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○の○○○○○○○○○から○○方面へ○○メートル行き、左折して○○に入り○○○○との境にある○○○になります。

本件は、申請人は自宅へ進入をするため、自宅の隣接地に進入路を整備するものです。

なお、申請地では、既に進入路がつくられているため始末書が提出されております。

排水は、雨水のみで宅内にて自然浸透処理となります。

なお、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を受けており、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、10ページから12ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、転用目的は店舗用地で、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号2番は、転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定で一時転用です。

なお、整理番号2番は、総会議案5ページの農地法第3条議案第1号整理番号9番でご審議いただきました案件の関連となります。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号4番につきまして、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地ですが、〇〇〇〇を右側に見て〇〇〇〇方面へ向かいます。一つ目の〇〇の先に〇〇がありその先約〇〇メートルほど先の左側に〇の〇〇〇があります。その裏手になります。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておりますが手狭となっているため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内に雨水桝を設け浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地との境界には土留めを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番の2件について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇〇〇〇〇〇〇〇の先の〇〇〇〇〇〇〇〇の所の先を右折して〇〇メートル位行った左側にあります。

本件は、譲受人は現在借家で暮らしておりますが独立を考え、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水は敷地内で自然浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接農地との境界には土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は両総土地改良区より転用同意を受ける見込みであり、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないも

のと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

次に、整理番号6番について、麻生推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○を○○方面に向って○○○○の○○の所を右折し、○○メートル位行った所に○○の○○○がありますがそこを左折し○キロ位行った所に○○があります。そこを右に曲がった所にございます。

本件は、譲受人は○○○○○○○○○に本店のある○○○○○○○○○などを営む法人ですが、耕作がされていない申請地を有効活用し、安定収入を得るため○○○○○を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいきません。

排水は、雨水のみで自然浸透処理となります。

また、申請地と隣接する農地は平坦なため、土砂流出の恐れはないと考えられます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号7番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○○の○へ約○○キロ位行った所に○○○○○○○がありますが、その手前を左折し、○○メートル位行った右側で、この○○○○○○○の裏手になります。

本件は、譲受人は市内で○○○○○○○を営んでおりますが、取り扱い○○の増加に伴い、○○○が不足しているため、既設の○○○の隣接地となる申請地をこの○○○への○○○○とするものです。

申請地では、隣接する既設の○○○と同じ高さまで盛り土を行います。

排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界には柵渠土留めを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は○○○○○土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは13ページから72ページで、整理番号は1番から117番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

今回の印刷間に合いましたので、付属資料については、議案総会資料の後ろから二枚目に一緒に綴じこめてございますので、よろしく願いいたします。

以上117件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは73ページから98ページで、整理番号は1番から19番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、19件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号17番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号17番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号17番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第6号 整理番号17番を除く18件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号17番を除く18件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号17番を除く18件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年3月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は2件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年3月5日提出、香取市

農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 61 です。

◎日程第 9 報告第 3 号

事務局農地班長 報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和 3 年 3 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 1 件です。

◎日程第 10 報告第 4 号

事務局農地班長 報告第 4 号 農地及び採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第 53 条の規定に該当したので報告する。令和 3 年 3 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 3 件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 48 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人